（様式２）

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和２年12月３日

横浜市契約事務受任者

南区長　松山 弘子

１　契約の概要

　　横浜市南区総合庁舎夜間出入口ガラス庇緊急撤去委託

２　履行（納品）場所

　　横浜市南区浦舟町２－３３

３　契約日

　　令和２年10月26日

４　履行日又は履行期間

　　令和２年10月28日

５　契約金額

　　￥484,000－　（うち消費税及び地方消費税相当額　￥44,000－）

６　契約の相手方（名称及び所在）

　　横浜市中区長者町６－９６－２

大成建設株式会社　横浜支店

常務執行役員支店長　江島　明

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由

　　庇の下は来庁者や職員が出入りし、夜間休日受付に通じる唯一の玄関であるため、早急に取り外す必要があったため。

８　契約の相手方の選定理由

　　南区総合庁舎の施工業者であり、早急な撤去作業が期待できるため。

９　所管課

　　南区総務部総務課